

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)

第7回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 事務所所在地変更の件

当機構の事務所所在地を以下に変更する

東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル3階

※登記上は東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

移転日：2019年4月15日

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2019年4月9日 (火)

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長 (代表理事) 二宮 雅也

2019年4月5日 (金)、理事 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2019年4月9日 (火) 正午までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条および理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2019年4月9日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也